

議案第103号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア(ア)中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号ア(イ)中「18,000円」を「28,000円」に改め、同号ア(ウ)中「28,000円」を「43,000円」に改め、同号ア(カ)を同号ア(シ)とし、同号ア(ハ)から(コ)までを同号ア(カ)から(シ)までとし、同号ア(エ)中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「36,000円」を「55,000円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(ハ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 確認の申請1件につき48,000円

第6条第1項第1号ア(ア)中「16,000円」を「24,000円」に改め、同号ア(イ)中「19,000円」を「30,000円」に改め、同号ア(ウ)中「25,000円」を「39,000円」に改め、同号ア(カ)を同号ア(シ)とし、同号ア(ハ)から(コ)までを同号ア(カ)から(シ)までとし、同号ア(エ)中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「34,000円」を「53,000円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(ハ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 検査の申請1件につき44,000円

第6条第1項第3号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、「受けたもの」の次に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条各号の規定に基づく同法第11条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けたもの」を、「掲げる」の次に「住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この号、第12章及び第15章において同じ。）又は」を加え、「同法第11条第1項」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号」に改め、「非住宅部分をいう。」の次に「以下この号、」を加え、「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、「」の用途に供する部分以外の部分の床面積」の次に「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。以下こ

の号、第12章及び第15章において同じ。) (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積)」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅に係るものの検査の申請 1件につき14,000円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物に係るものの検査の申請 1件につき、当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 21,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 67,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの100,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 26,000円

c 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円

d 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円

e 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円

f 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円

g 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円

第6条第1項第3号ウからキまでを削り、同条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第7条第1項第1号ア中「15,000円」を「23,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「29,000円」に改め、同号ウ中「24,000円」を「38,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「49,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 検査の申請1件につき42,000円

第7条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第8条第1項第1号ア中「15,000円」を「24,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「28,000円」に改め、同号ウ中「23,000円」を「37,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「32,000円」を「50,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 検査の申請1件につき42,000円

第8条第2項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第9条第1号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

第10条第1号中「する住宅」を「し、若しくは大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅（当該住宅に設ける建築設備を含む。）又は自ら居住する住宅の敷地を造成するための擁壁」に、「6月」を「2年」に改め、「確認」の次に「、認定又は許可」を加える。

第20条第1項第1号ウ(ア)中「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この章及び第15章において同じ。）」を削り、同号ウ(エ)を同号ウ(オ)とし、同号ウ(ウ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「(ア)」の次に「又は(イ)」を加え、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円

第20条第1項第1号ウを同号エとし、同号イ中「アに」を「ア又はイに」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）に係るものの審査 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円

第20条第1項第2号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第3号ア中「又はイ」を「、イ又はウ」に改め、同号ウ中「第1号ウ」を「第1号エ」に改める。

第23条第1項第1号中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、「1件につき、」、「建築物の部分の」及び「を合算した額」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分。以下この号において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。）

1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

イ 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。） 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円

第23条第1項第1号に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（ア又はイに該当するものを除く。） 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円

エ 一戸建ての住宅以外の建築物に係るもの 1件につき、当該申請に係る建築物の部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分。以下この号において同じ。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあっては、当該共用部分を除く。以下この章において同じ。）

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 160,000円

(イ) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2

号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。)

次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円
- b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円
- c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円
- d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円

(ウ) 住宅部分 ((ア)又は(イ)に該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円
- b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円
- c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円
- d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円

(エ) 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a bに該当する場合以外の場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
 - (b) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円
 - (c) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円

- (d) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円
 - (e) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円
 - (f) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円
 - (g) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円
- b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合することについて判定する場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (a) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
 - (b) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円
 - (c) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円
 - (d) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
 - (e) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円
 - (f) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円
 - (g) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円
- (オ) 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a bに該当する場合以外の場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の

もの 23,000円

(b) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの 31,000円

(c) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以
上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

(d) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以
上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

(e) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以
上10,000平方メートル未満のもの 150,000円

(f) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル
以上25,000平方メートル未満のもの 190,000円

(g) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル
以上のもの 230,000円

b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適
合することについて判定する場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分の
床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の
もの 19,000円

(b) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの 26,000円

(c) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以
上2,000平方メートル未満のもの 38,000円

(d) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以
上5,000平方メートル未満のもの 95,000円

(e) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以
上10,000平方メートル未満のもの 140,000円

(f) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル
以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円

(g) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル
以上のもの 220,000円

第23条第1項第2号中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同号イ中「新たに」の次に「住宅部分又は」を加え、同項第3号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号ア中「エに」を「オに」に改め、同号エ中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号エ(ア)及び(イ)中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同号エ(ウ)中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「エに」を「オに」に改め、同号ウ(ア)中「(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。))の審査を要しない場合にあつては、当該共用部分を除く。以下この章において同じ。)」を削り、同号ウ(エ)を同号ウ(オ)とし、同号ウ(ウ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「(ア)」の次に「又は(イ)」を加え、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円
 - b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円
 - c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円
 - d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円

第23条第1項第3号ウを同号エとし、同号イ中「アに」を「ア又はイに」に、「エ」を「オ」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

- イ 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）に係るものの審査（オに該当するものを除く。）1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円

第23条第1項第4号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ウ中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号ウ(イ)中「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同項第5号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号ア中「又はイ」を「、イ又はウ」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号イ中「第3号ウ」を「第3号エ」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ウ中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号ウ(ウ)中「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同号ウ(エ)中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項第6号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同項第7号及び第8号を削り、同項第9号中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改め、同号イ中「新たに」の次に「住宅部分又は」を加え、同号を同項第7号とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年11月29日提出

小田原市長 加藤 憲一

(理由)

建築基準法が一部改正され、建築確認及び各種検査の対象となる建築物の規模等の基準が見直されるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が一部改正され、建築物の新築又は増改築において建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられること等に伴い、これらの事務に係る手数料を定める等のため提案するものであります。